# 平成30年2月市議会総務委員会資料

# 第 44 号議案 過疎地域自立促進市町村計画の変更について

# 〈目 次〉

Ι	過疎地域自立促進特別措置法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
п	過疎地域自立促進市町村計画(過疎計画)の変更について ・・・	Р. 3
Ш	『過疎地域自立促進市町村計画』新旧対照表 ·····	P. 7

企 画 財 政 部 平成30年2月

### "在一直是一种的金融市自己的一人

**可**是 400 000

。 《社会的证明》的是一个

7/16 日医医沙耳亚巴耳氏 自用其中的企業**的心管理的视**性。并

道 類 银 醣 到 目 t 景 0 8 知 平

### I 過疎地域自立促進特別措置法について

#### 1 目的(法第1条)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

#### 2 過疎地域の要件(法第2条)

- (1) 人口要件 人口減少が著しいこと。
- (2) 財政力指数 財政力に余裕のある団体は含めない。

#### 3 長崎市の過疎地域(法第33条)

旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町及び旧外海町の4地域

※合併があった場合の特例

過疎地域市町村を含む合併があった場合に、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるようにする措置の充実を図るため、合併後の市町村が過疎地域市町村の要件に当てはまらない場合についても、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなすこととされている。

#### 4 過疎地域自立促進市町村計画(法第6条)

過疎地域の市町村は、自立促進方針(※)に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができる。

※自立促進方針…都道府県が過疎地域の自立促進を図るため定めた計画

#### 5 過疎法に基づく財政支援措置(法第10条・第12条)

- (1)過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に対する補助割合の特例。
- (2)過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に対する地方債(過疎対策事業債)の充当。
  - ア 充当率:原則として100%(公営企業債の対象となる施設は50%)
  - イ 交付税措置:起債の元利償還金の70%が普通交付税で措置される。

# 6 対象施設及び対象事業(法第12条)

産業振興施設	○産業の振興を図るために必要 道及び市町村が管理する都設 びに農道、林道、漁港・港湾が 〇地場産業の振興に資する施 〇中小企業の育成又は企業の は起業の促進のために市町は法人その他の団体に使用の工場及び事務所 ○商町村の質工場・貸事務 ○観光、レクリエーションに関す 〇農林漁販のために必要なる 設 〇市町村道及び市町村が管理 県道・橋りょう 〇農林道 〇鉄道施設・鉄道車両	道施設導村さらのあるたけでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	厚生施設等 教育文化施設	<ul> <li>○火葬場</li> <li>○消防施設</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増設を図るための施設</li> <li>○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</li> <li>○保育所、児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○市町村保健センター及び母子健康包括援センター</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設</li> <li>○市町村立の幼稚園</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スク</li> </ul>	
交通通信施設	○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動施設 ○住民の交通手段の確保又は のための鉄道施設及び鉄道 軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械	地域間交流		ルバス・ボート、学校給食施設・設備 〇市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート 〇図書館 〇公民館その他の集会施設 〇地域文化の振興等を図るための施設	
	数据的 是然为有知题。	5. 11 <b>届</b> 進表図	5 ST 18 HOLD	然エネルギーを利用するための施設 落再編整備	
	地域自立促進特別事業 つゆるソフト対策事業)	確保、集落の全に安心して	の維持 で暮ら を財源	民、住民の日常的な移動のための交通手段の 及び活性化その他の住民が将来にわたり安 すことのできる地域社会の実現を図るため特 として行うことが必要と認められる事業(基金	

## Ⅱ 過疎地域自立促進市町村計画(過疎計画)の変更について

#### 1 変更内容

高島地区及び野母崎地区に係る過疎計画について、平成 30 年度以降に新たに予定 している事業を追加するため、変更を行う。

#### 2 追加する事業の概要

(1)し尿処理施設整備事業(高島地区)

#### ア 事業内容

高島クリーンセンターのし尿処理施設において、前処理したし尿を脱水設備へ送るための投入ポンプが、設置後約25年が経過し、老朽化していることから、更新するもの。

#### イ 財源内訳

〔単位:千円〕

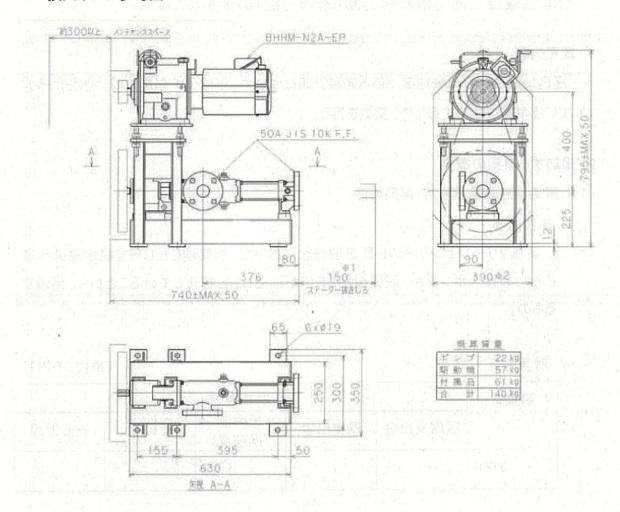
事業費			財源内訳		
	国庫支出金	県支出金	地方債 (過疎債)	その他	一般財源
3,000	-	_	3,000		13.4

#### ウ位置図

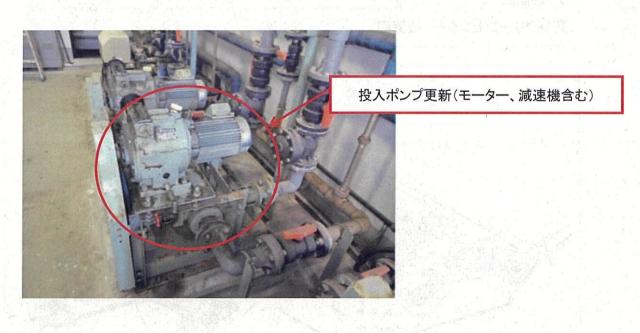
#### 高島クリーンセンター 位置図



#### エ 投入ポンプ参考図



#### 才 現況写真



#### (2) 恐竜博物館建設事業(野母崎地区)

#### ア 事業内容

白亜紀後期の三ツ瀬層(約 8100 万年前)からティラノサウルス科の歯の化石をはじめ、恐竜・翼竜など多種多様の化石が長崎半島から発見されており、それらをもとにその当時の長崎の情景が描けることは専門家からも高い評価を受けている。

これら長崎の自然史における貴重な財産を有効に活用して、調査研究、資料の収集、展示、教育活動に資するための恐竜博物館を建設する。

- (ア)建設場所 野母崎田の子地区 野母崎運動公園水泳プール跡地
- (イ)事業期間 平成30年度~平成33年度
- (ウ)施設規模 延床面積 2,250 ㎡ うち常設展示面積 650 ㎡
- (工)全体計画(総事業費 1,740,000 千円)

(単位:千円)

市类左东	古光曲	<b>声</b>		内 訳					
事業年度	事業費	建築工事費	展示施工費	標本収集	研究機器購入	その他(設計費含む			
平成30年度	132,800	0	0	75,600	0	57,200			
平成31年度	552,000	374,196	91,035	0	. 0	86,769			
平成32年度	842,700	561,296	0	134,981	146,368	55			
平成33年度	212,500	0	212,415	0	0	85			
総事業費	1,740,000	935,492	303,450	210,581	146,368	144,109			

平成 30 年度事業費 132,800 千円

(単位:千円)

区分	予算額	内容
基本計画	4,860	基本計画(諸室の配置や動線、活動計画、運営体制等)の策 定
地質調査	14,040	建設予定地の地質調査
標本収集	75,600	全身骨格標本等、展示資料の収集
建築設計	28,065	建築工事の基本・実施設計(見込額の30%(前金相当分))
展示設計	9,104	展示施工の基本・実施設計(見込額の30%(前金相当分))
事務費	1,131	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
計	132,800	

#### イ 財源内訳

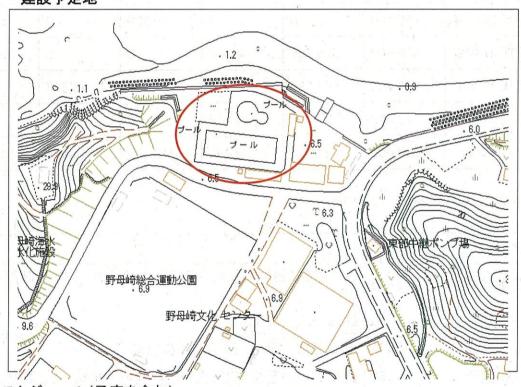
(単位:千円)

			財	原内部	3	*
事業年度	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財 源 一 一 一 21,300
平成 30 年度	132,800	(x)*,134 = 84 (2 <u>32</u> 4)	e Carrier July 1. The second	132,800	en et e <u>ld</u> e	* 1 3 kg <u>*</u>
平成 31 年度	552,000			552,000	-	
平成 32 年度	842,700	, <u> </u>		842,700	_	
小計	1,527,500		_	1,527,500		-
平成 33 年度	212,500	_	-	191,200		21,300
合 計	1,740,000		-	1,718,700	-	21,300

- ※ 平成 30 年度~平成 32 年度 過疎対策事業債(充当率:100%)
- ※ 平成 33 年度 地域活性化事業債(充当率:90%)

## ウ・位置図

## 建設予定地



#### エ スケジュール(予定を含む)

平成 29 年度	基本構想
平成 30 年度	基本計画、地質調査
平成30年度~平成31年度	建築工事の基本・実施設計、展示施工の基本・実施設計
平成30年度~平成32年度	標本収集
平成31年度~平成32年度	建築工事
平成 32 年度	研究機器購入
平成31年度~平成33年度	展示施工
平成 33 年度 10 月	開館(予定)

# Ⅲ『過疎地域自立促進市町村計画』新旧対照表

- 3 生活環境の整備
- (3)計画
  - イ 高島地区 事業計画(平成28年度~平成32年度)

		変更前			100			変更後		
自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考		自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境 の整備	(1)水道施設					3 生活環境 の整備	(1)水道施設		7 100	
	簡易水道	配水施設整備事業	市				簡易水道	配水施設整備事業	市	
	(2)下水処理 施設						(2)下水処理 施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道 事業	市				公共下水道	特定環境保全公共下水道 事業	市	
	その他	漁業集落排水事業	市				その他	漁業集落排水事業	市	
	(3)廃棄物処理施設						(3)廃棄物処理施設			
e 1 (2.4)	ごみ処理施 設	ごみ処理施設整備事業	市			1 42 5	ごみ処理施設	ごみ処理施設整備事業	市	18.
			50 (18)	14.			し尿処理施 設	し尿処理施設整備事業	市	

# 7 地域文化の振興等

# (3)計画

ウ 野母崎地区 事業計画(平成28年度~平成32年度)

		変更前		-	pa T			変更後		
自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (地 区)		自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (地 区)
7 地域文化 の振興等	(2)過疎地域自立促進特					7 地域文化 の振興等	(1)地域文化 振興施設等			
	別事業	「芸術文化活動助成金事					地域文化振 興施設	恐竜博物館建設事業	市	_
		業」 市内文化団体の自主的					(2)過疎地域自立促進特	「 <b>井佐夫</b> ル・エキロ・そん 本		*
		な活動に対する助成金 (予算の定める範囲で助成)であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性	活動団体				別事業	「芸術文化活動助成金事業」 市内文化団体の自主的な活動に対する助成金 (予算の定める範囲で助成)であり、活動資金を支	活動団体	
	in .	化及び向上につなげる。						援することで、より高度な 事業が可能となり、過疎 地域での芸術文化の活性 化及び向上につなげる。		